

青森県報

号外第二十七号

平成二十六年
三月三十一日
(月曜日)

目次

規 則

青森県条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税 務 課) …… 一
青森県公舎条例施行規則の一部を改正する規則…………… (財 産 管 理 課) …… 一

訓 令

診療手当支給規程の一部を改正する訓令…………… (人 事 課) …… 二
青森県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 二
青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令…………… (防 災 消 防 課) …… 三

告 示

青森県報の販売人の指定、販売価格等の一部改正…………… (総 務 学 事 課) …… 四
文書記号の一部改正…………… (同) …… 四
航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定の一部改正…………… (環 境 政 策 課) …… 四
右 同…………… (同) …… 四
右 同…………… (同) …… 四
新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定の一部改正…………… (同) …… 五
右 同…………… (同) …… 五
右 同…………… (同) …… 五
悪臭原因物の排出を規制する地域の指定及び規制基準の設定の一部改正…………… (同) …… 五

公 営 企 業

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………

(病 院 局)
(経 営 企 画 室) …… 五

規 則

青森県条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十号

青森県条例施行規則の一部を改正する規則

青森県条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条の三第二項中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県条例施行規則第十二条の三第二項の規定は、平成二十六年四月一日以後に自動車取得税・自動車税証紙代金収納取扱人(以下「取扱人」という。)が行う証紙代金収納計器による表示(以下「収納印の表示」という。)に係る証紙代金収納取扱手数料について適用し、同日前に取扱人が行う収納印の表示に係る証紙代金収納取扱手数料については、なお従前の例による。

青森県公舎条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十一号

青森県公舎条例施行規則の一部を改正する規則

青森県公舎条例施行規則（昭和三十七年一月青森県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十三条の表中「あすなる医療療育センター」所長、さわらび医療療育センター所長を「あすなる療育福祉センター」所長、さわらび療育福祉センター所長に改める。

別表第一第一号並びに第二号（一）及び（七）中「財産管理課長」を「行政経営管理課長」に改め、同号（九）を削り、同号（十）を同号（九）とし、同号（十四）中「財産管理課長」を「行政経営管理課長」に改め、同（十五）を同号（十四）とし、同表第三号（四）中「財産管理課長」を「行政経営管理課長」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前において、財産管理課長が行った承認その他の行為又は財産管理課長に対して行った申請その他の行為は、行政経営管理課長が行った承認その他の行為又は行政経営管理課長に対して行った申請その他の行為とみなす。

訓 令

青森県訓令甲第十号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

診療手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

診療手当支給規程の一部を改正する訓令

診療手当支給規程（昭和二十七年三月青森県訓令甲第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「あすなる医療療育センター及びさわらび医療療育センター」を「あすなる療育福祉センター及びさわらび療育福祉センター」に改める。

第六条中「あすなる医療療育センター」所長及びさわらび医療療育センター所長を「あすなる療育福祉センター」所長及びさわらび療育福祉センター所長に改める。

別表第一及び別表第二中「あすなる医療療育センター」所長、さわらび医療療育センター所長を「あすなる療育福祉センター」診療部長、さわらび療育福祉センター診療部長に改める。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十一号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

青森県職員被服貸与規程（昭和三十一年四月青森県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一守衛の項中「総務部財産管理課」を「総務部行政経営管理課」に改め、同表あすなる医療療育センター又はさわらび医療療育センターに勤務する職員の項中「あすなる医療療育センター」又はさわらび医療療育センターを「あすなる療育福祉センター」又はさわらび療育福祉センターに改める。

別表第二総務部財産管理課の項中「総務部財産管理課」を「総務部行政経営管理課」に改め、同表環境生活部環境政策課の項中「公害に関する調査、測定及び指導並びに廃棄物処理施設等の検査用」を「一般廃棄物対策に係る立入検査用」に改め、同項の次に次のように加える。

環境生活部環境保全課	公害に関する調査、測定及び指導並びに 廃棄物処理施設等の検査用	作 業 服 安 全 帽 安 全 靴 ゴ ム 長 靴 特 殊 雨 合 羽 防 寒 衣
------------	------------------------------------	--

別表第二環境生活部環境再生対策室の項を削り、同表あすなる医療療育センター、さわらび医療療育センターの項中「あすなる医療療育センター、さわらび医療療育センター」を「あすなる療育福祉センター、さわらび療育福祉センター」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十二号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令

青森県災害対策本部の班に関する規程（昭和三十八年八月青森県訓令甲第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項の表総務部の部中

人事班	人事課長
-----	------

を

人事班	人事課長
行政経営管理班	行政経営管理課長

に、

財産管理班	財産管理課長
工事検査班	工事検査課長
行政経営推進班	行政経営推進室長

を

工事検査班	工事検査課長
-------	--------

に改め、

同表環境生活部の部中

環境政策班	環境政策課長
-------	--------

を

環境政策班	環境政策課長
環境保全班	環境保全課長

に、

自然保護班	自然保護課長
県境再生対策班	県境再生対策室長

を

自然保護班	自然保護課長
-------	--------

に改め、

同表農林水産部の部中

農村整備班	農村整備課長
あおもり食品産業振興班	あおもり食品産業振興チームリーダー

を

農村整備班	農村整備課長
-------	--------

に改める。

第三条人事班の項の次に次のように加える。
行政経営管理班

一 本庁舎及び合同庁舎の管理に関すること。

第三条財産管理班の項及び行政経営推進班の項を削り、同条環境政策班の項第一号中「関すること」の下に「（環境保全班で実施するものを除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

環境保全班

一 し尿処理施設及びごみ処理施設に関すること。

第三条県境再生対策班の項及びあおり食品産業振興班の項を削る。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第二百四十三号

昭和五十一年四月一日青森県告示第二百三十七号（青森県報の販売人の指定、販売価格等）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

二中「十五円一銭」を「十五円四十四銭」に改める。

青森県告示第二百四十四号

平成二十五年十月一日青森県告示第七百十二号（文書記号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

1の表人事課の項の次に次のように加える。

行政密着課

課

1の表財産管理課の項及び行政経営推進室の項を削り、同表環境政策課の項の次に次のように加える。

環境和生課

課

1の表県境再生対策室の項及びあおり食品産業振興チームの項を削る。

2の表十和田食肉衛生検査所三戸支所の項中「十和田野呂野井診療所三戸支所」を「十和田野呂野井診療所三戸支所」に改め、同表青森県立あすなろ医療センターの項中「青森県立あすなろ療養福祉センター」に改め、同表青森県立さわらび医療療育センターの項中「青森県立さわらび医療療育センター」を「青森県立さわらび療養福祉センター」に改める。

青森県告示第二百四十五号

昭和六十二年三月三十一日青森県告示第百六十四号（航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

「青森県環境生活部環境政策課」を「青森県環境生活部環境保全課」に改める。

青森県告示第二百四十六号

平成九年五月二日青森県告示第三百三十四号（航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

「青森県環境生活部環境政策課」を「青森県環境生活部環境保全課」に改める。

青森県告示第二百四十七号

平成九年五月二日青森県告示第三百三十五号（航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

「青森県環境生活部環境政策課」を「青森県環境生活部環境保全課」に改める。

青森県告示第二百四十八号

平成十年四月三十日青森県告示第二百九十六号（新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

「青森県環境生活部環境政策課」を「青森県環境生活部環境保全課」に改める。

青森県告示第二百四十九号

平成十三年四月一日青森県告示第二百三十四号（新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

「青森県環境生活部環境政策課」を「青森県環境生活部環境保全課」に改める。

青森県告示第二百五十号

平成二十年三月七日青森県告示第五百五十四号（新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

「青森県環境生活部環境政策課」を「青森県環境生活部環境保全課」に改める。

青森県告示第二百五十一号

昭和四十八年三月一日青森県告示第二百一十一号（悪臭原因物の排出を規制する地域の指定及び規制基準の設定）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

「青森県環境生活部環境政策課及び関係市町村」を「青森県環境生活部環境保全課及び関係町村」に、「備えおいて」を「備え置いて」に改める。

公 営 企 業

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第五号

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員の給与に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 放射線部又は腫瘍放射線科に勤務する看護師又は准看護師が、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第一条第一号に規定する管理区域内で看護業務に従事したとき。

附 則

この規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一
青 森 県 号

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町丁目番七七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭